

令和4年3月盛岡市議会定例会
提出発議案

令和4年3月3日提出

発議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議について

発議案第1号

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月3日

提出者	盛岡市議会議員	千	葉	伸	行
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	一	夫
〃	〃	大	谷	陽	介
〃	〃	野	中	靖	志
〃	〃	工	藤	健	一
〃	〃	中	野	孝	之助
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	櫻	沼	裕	子
〃	〃	天	野	久	純
〃	〃	池	子	直	友
〃	〃	庄	部	春	治
〃	〃	神	木	伸	也
〃	〃	鈴		俊	祐

盛岡市議会議長 竹田浩久様

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議

2月24日、ロシアは国際社会の声を無視し、「自衛」を口実として、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシアの武力による軍事侵攻は、幼い子どもを含む多くのウクライナ市民の尊い命を奪い、負傷者は多数、多くの建物が砲撃され炎上。戦火を逃れ国外退避する大勢の市民が過酷な避難所施設での生活を余儀なくされている。

力による現状変更は、戦後、長年をかけて築き上げた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、領土保全、武力不行使等を規定する国連憲章と国際法に明らかに反する行為である。さらに核兵器で国際社会を威嚇することは、核戦争の危惧を抱かせるものであり、唯一の戦争核被爆国として断じて容認することはできない。

よって、盛岡市議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求める。

今、国際社会が向かうべきは、国連憲章の前文にある「寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせる」ことである。

盛岡市の都市宣言である、「平和都市宣言」(昭和33年)、「非核平和都市宣言」(昭和59年)に基づき、世界の恒久平和の実現を強く希求する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

盛岡市議会

〔 令和4年3月盛岡市議会定例会
提出発議案 〕

令和4年3月25日提出

発議案第2号 盛岡市議会会議規則の読点の表記を改める規則について

発議案第2号

盛岡市議会会議規則の読点の表記を改める規則について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月25日

提出者	盛岡市議会議員	千	葉	伸	行
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	一	夫
〃	〃	大	谷	陽	介
〃	〃	野	中	靖	志
〃	〃	工	藤	健	一
〃	〃	中	野	孝	之助
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	櫻		裕	子
〃	〃	天	沼	久	純
〃	〃	池	野	直	友
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	鈴	木	俊	祐

盛岡市議会議長 竹田浩久様

盛岡市議会会議規則の読点の表記を改める規則

盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）中読点として用いられている「,」は、「、」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

読点の表記を改めようとするものである。

令和4年3月盛岡市議会定例会
提出発議案

令和4年3月25日提出

発議案第3号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について

(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 農林水産大臣, 衆議院議長,
参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第3号

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書
について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月25日

提出者	盛岡市議会議員	伊 勢 志 穂
賛成者	盛岡市議会議員	大 石 仁 雄
〃	〃	鈴 木 俊 祐
〃	〃	村 上 貢 一
〃	〃	三田村 亜美子
〃	〃	中 野 孝之助
〃	〃	加 藤 麻 衣
〃	〃	天 沼 久 純
〃	〃	池 野 直 友

盛岡市議会議長 竹 田 浩 久 様

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に、交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難となり、耕作放棄地や離農者の増加につながる事などを懸念する声が上がっています。

また、多年生牧草に対する戦略作物助成の交付単価の見直しについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借しているため、今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすものです。海外からの輸入乾牧草の価格も高騰が続いている中で、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱を来しています。

さらには、地域で取り組む営農計画の再検討が必要になるとともに、地域の特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。

よって、国においては、生産者が意欲を持って作付し、将来にわたって安定的に農業を営み、農地を維持するための制度設計がなされるよう、現場の課題を十分に検証した上で、下記事項を確実に実現するよう強く求めます。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の運用に当たっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること。
- 2 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講ずること。
- 3 営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年3月25日

盛岡市議会